

薬生食輸発0511第4号
平成30年5月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(イラン産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシン及び米国産ラズベリーのエトキサ
ゾール)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成30年
5月8日付け薬生食輸発0508第1号。以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施
しているところです。

今般、輸入時に実施した、米国産生鮮ラズベリーのモニタリング検査において、残留
農薬の食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目
的で、米国産ラズベリーに係る残留農薬のモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、
食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を
実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者
の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、イラン産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシンについて、検査命令を解除
したことから、平成30年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を
30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加しますので、
御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

| 検査強化日 | 対象国 ・地域 | 対象品目 | 検査項目 | 製造者、製造所、 輸出者及び包装者 |
|----------------|------------|---|--------------------------|---------------------------------|
| 平成30年5 月11日 | イラン | ピスタチオナッツ加工品(ピ スタチオナッツを30%以上含 有するものに限る。) | アフラトキ シン | |
| | 米国 | ラズベリー及びその加工品(簡 易な加工に限る。) | 残 留 農 薬 (エトキサ ゾール) | CROWLEY SALES & EXPORT, INC. |